

○国土交通省告示第五百八十三号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の九第四号の規定に基づき、標準媒介契約約款（平成二年建設省告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年五月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 (1)2三及び(2)第四条第二項第三号、二(1)2三並びに(2)第四条第二項第三号及び第九条第一項並びに三(1)4三並びに(2)第五条第二項第三号及び第十一条第一項中「第37条第4項又は第5項」を「第37条第4項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。